

関東大震災後の地震火災と裁判所 (1)

—北但馬地震から北伊豆地震まで—

Earthquake Fire and Insurance in Courts after the Great Earthquake of Kantoh

田村 祐一郎*

Yuichiro Tamura

関東大震災後に提起された多くの訴訟に決着がつく前に、大地震が数年間隔で起き、その度に罹災被保険者は保険金、少なくとも見舞金の支払を火災保険会社に求めた。しかし、火災保険会社はその都度要請を拒絶したばかりか救護活動さえ行わなかった。罹災被保険者は提訴したが、勝訴は僅かに一件に留まった。本稿は、関東大震災から福井地震までの四半世紀にわたる〈地震—保険金騒動—裁判〉を辿る。

キーワード：北但馬地震 奥丹後地震 北伊豆地震 保険金請求 免責約款

I. 序論

関東大震災（1923.9.1）以後の 25 年間に数年間隔で大きな地震が発生した。表 1 は、その間における死者百名超の地震を示している。表中の記号 A は関東大震災からの経過年月を示し、また記号 B は、ここに掲げた大地震がそれぞれ表中の直前の大地震後から経過した年月を表している。なお、これらのうち南海地震と福井地震は、戦時および戦後の混乱した社会状況と報道管制があり、被災の実情がよくは分かっていない。

北但馬地震、三陸沖地震、そして福井地震では罹災契約者が保険金支払を求めて提訴した。前二者では判決にまで至ったが、福井地震では訴訟は取り下げられた。北丹後地震後にも提訴されたといい、北伊豆地震では代理店が見舞金支払を求めて強硬な態度を取ったが、いずれも詳細は分っていない。この四半世紀の間、保険業界は地震免責約款有効論に固執するとともに見舞金支払を頑なに拒否し続けた。また、別シリーズで取り上げたように、地震保険の国営が主張され、また当局による地震保険要綱案が作成されたが、実現するまでに至らなかった。

実は、関東大震災関連の裁判が終わったのちは、地震火災損害に対して保険金支払を求める裁判は提起されず、提起されたとしても契約者側がすべて敗れ、またあれほど地震約款をめぐる議論を戦わせ約款無効論を唱えた法律家も、最高裁判決のあとは沈黙に転じたと筆者は速断していた。実際には、巻末の参考表に見る通り、関東大震災関連の訴訟の進行とその後の地震およびそ

れぞれに関連する保険問題とは入れ子状態になっており、状況はそれほど単純ではなかった。北但馬地震関連訴訟では大阪地裁が契約者側に軍配を挙げ、契約者側が勝った唯一の裁判となった。また、三陸沖地震では著名な法律学者鳩山秀夫が契約者側弁護士として意見書を提出した。

以下では、関東大震災後の四半世紀間における地震火災をめぐる契約者と火災保険会社の動向および裁判を取り上げる。恐らくはこの四半世紀間の事情は取り上げられたことはなかったと思う。しかし、関東大震災後に生じたのと同じ情景が現れたことが明らかになり、それによって関東大震災時の火災保険金問題の原因が実は火災保険会社の側にあったことが分かる。

表1 主要地震史

		A	B	震源地	死者	全壊全焼
1891 (明 24)	10.28			岐阜県西部	7,273	39,342
				濃尾地震		
1894 (明 27)	10.22			山形県北西部	726	2148
				庄内地震		
1896 (明 29)	06.15			岩手県沖	21,959	1 万以上
				三陸地震津波		
1896 (明 29)	08.31			秋田県東部	209	5792
				陸羽地震		
1923 (大 12)	09.01	0.00	0.00	神奈川県	105,385	293,397
				関東大震災		
1925 (大 14)	05.23	1.09	1.09	兵庫県北部	428	3,475
				但馬地震		
1927 (昭 02)	03.07	3.10	1.10	京都府北部	2,925	11,608
				北丹後地震		
1930 (昭 05)	11.26	7.03	3.09	伊豆半島中部	272	2,165
				北伊豆地震		
1933 (昭 08)	03.03	9.07	2.06	三陸沖	3,084	4,035
				三陸沖地震		
1935 (昭 10)	04.21	11.09	2.10		3,276	
				台湾地震		
1944 (昭 19)	12.07	21.03	9.07	紀伊半島南東沖	1,223	20,476
				東南海地震		
1945 (昭 20)	01.13	21.04	0.01	三河湾	2,306	7,221
				三河地震		
1948 (昭 23)	06.28	24.10	3.06	福井県中部	3,728	39,342
				福井地震		

注) ゴチックは本稿関連の地震

出典：国立天文台編『理科年表』2006年版より筆者作成

II. 北但馬地震 (1925. 5. 23)

関東大震災から1年9ヶ月、1925 (大正 14) 年 5 月 23 日午前 11 時 10 分、兵庫県北部を震源とする北但馬地震 (M6.8) が発生した。豊岡と城崎の両町を中心に死者 428 名、全壊家屋 1,295 戸、焼失家屋 2,180 戸という大きな被害が出た。豊岡の火災被害は大きく、総戸数 2,178 戸のうち 993 戸、45.6%が全焼し、さらに城崎町に至っては翌未明まで鎮火せず「全く灰燼に帰し見渡す限り焼土と化し」、総戸数 702 戸のうち 547 戸、実に 77.9%が全焼した。

1. 保険会社の救護活動

簡易保険は関東大震災当時の例に倣っていち早く対策を打出した。まず、「被保険[者]の証明が

あれば金は払ひも貸[し]もする」と伝えられ[『神戸』1925.5.26]、「震災地の郵便局で簡易保険金局待払[が]…豊岡、城崎、久美浜三郵便局で27日から」実施された[『神戸』1925.5.28]。さらに、簡保積立貸付額から復旧資金を供給し、町村営住宅や学校建築にあてられることになった[『神戸』1925.5.29]。

関東大震災の教訓を学んだのか、生命保険の行動も迅速であった。「北但震災地に於ける生命保険は共済生命の城崎豊岡両町で3万円を初め愛国生命高砂生命等の契約多くこれ等保険会社の社員は26日早朝から『御見舞』と書いた襷をかけて見舞ひながら支払を開始し役場の証明あるものには貸付金の交付を始めた」[『神戸』1925.5.27；傍点は引用者。以下同じ]。

一方、火災保険会社による救護活動については、それを伝える記事を見つけることができなかった。

2. 火災保険金問題

火災保険金をめぐる動向は『神戸新聞』がいち早く報じた[1925.5.26]。「山陰地方震災地の火災保険契約に関する支払問題につき豊岡地方の保険契約者有志は既に上京し各保険会社を訪問支払に関し交渉を開始しつつあるやに伝えられて居る」。一方、火災保険協会は5月25日に大阪で協議会を開催し震災に対する諸般の協議を行ったが、それにつき豊国火災大谷社長は次のように語った。「地震による火災に対しては関東の震災によって頗る苦い経験を嘗めたが併しその結果法律的に会社は其の責に任ずる要なきことを一般に知らるるに至ったので今回の震災に対しても会社としては責任上格別協議する必要はないが人道上考慮する必要があるから集合する訳である」。自信たっぷりの様子であるが、しかし、関東大震災に関する訴訟は係争中であった。さて、同じ日に神戸でも「火災保険会社地方会」の総会が開かれた。そして「主題外ではあるが今回の震災につき意見を交換したが保険約款の上からは支払につき其責任なきことは何等論議する必要なきも震災地の契約者に対しては相当の程度に於て見舞金を支出することには何人も反対なし唯支店会社の多い神戸だけの会合であったから其方法も金額も何等決する処なくして散会した何れ各会社全体の問題として協議の上決定するであろうと」。保険金は支払わぬが見舞金は出してもよい、と地元の神戸では思っただろう。本社と被災地の支店等の間には、保険金支払問題に関して温度差が出るようである。

翌5月26日午後4時、城崎町長は「焼残りの城崎ホテルに」臨時町議会を招集し善後策を協議したが、「議員連は何れも悲壮な面持で先づ火災保険金200万円の払戻しを政府に歎願し3年後には立派に回復するとの決議をなし」た。記者が町長を訪うと「噴湯には何の異常もないから全町民は之を唯一の資本とし石に齧りついても復興させて見せる、只問題は其資本金であるが300万円位あれば大丈夫だろう之は政府へ貸下を歎願するより外はない」と語った[『神戸』1925.5.27]。

憲政会支部代表の被災地視察記を『神戸新聞』[1925.5.27]は一面に掲載した。かれは五項目の提言を行ったが、その標題は「保険会社の態度如何で人道上の大問題・農銀の打撃も随分大きい」

というものであった。「目前焦土の焼跡を見て被害の想像以上なるに驚いた、城崎、豊岡は全滅して惨状眼もあてられず形容の詞さへない…罹災民の窮状は言語に絶し洵に同情に堪へぬ、速かに復興の方針を決し応急救助は元より根本的復興を計らねばならぬそれにつき自分はかう感じている」と述べ、直ぐに保険問題に言及する。

「城崎は湯の街、温泉は生命である、町民の財産といへば邸宅と什器であるがソレが悉く烏有に帰した、然るに関東大震災の例に依れば保険会社が地震は約款にないとの理由で僅少の見舞金を支出したのみである、若し今回も亦再び斯の如き取扱を受けんか、被害町村の大打撃で、社会人道上由々敷き問題で啻に罹災町村の問題ではない、此点保険会社の考慮を煩はしたい」。

被災契約者は少なくとも見舞金は出ると思っていたらしい。しかし、『保険銀行時報』[1925.6.6]⁶⁾によれば、火災保険業者は保険金はむろん見舞金も支払わないことを決めた。地震のたびに見舞金を払えば会社は立ち行かぬし、大阪に起れば「全部の会社を破産させても追いつかぬ」と考えたからである。各務鎌吉は、前回つまり関東大震災の折には「政府の強要があった」こと、及び「地震約款に関する誤解」があったために見舞金を払ったと述べた。商工局は静観の構えと報じられた。『大阪朝日』[1925.6.6]もラチがあかぬと報じている。

「豊岡、城崎の罹災者で火災保険に入っているものは過日來代理店を通じ或は自ら保険会社へ出向いて保険金の支払ひ方を交渉してゐるが保険会社の方では甚だ御気の毒ながら約款に基き支払ひが出来ないと断つてゐるのみならず、保険金は支払はないが一般罹災者へ各社幾分かを抛しやふと申し合せた寄付金さへも更にラチがあかず、5日神戸保険集会所で開会の火災保険協議会地方総会でも本店からまだ返事がない会社があるので寄付金抛出の件は問題にならなかった、かやうなわけで保険会社の罹災者に対する寄付金は一寸纏りさうにない」。

しかし、何もしないわけにはいかず、「豊岡町の火災保険加入者は保険金払戻しにつき東京代議士を動かして猛烈なる運動を開始して居るが一方火災保険会社側でも数名の社員を震災地に派し詳細なる調査をしている」[『神戸』1925.6.7]⁷⁾。

7月3日午後3時、城崎町長と助役など数名の北但震災罹災者の代表者は「出し抜け」に「神戸保険集会所に於て同地に保険契約ある市内本店保険会社及支店各代表者と会見し大体陳情した」。これに対して「保険会社側では突然のことで未だ各社の間に纏った協議も出来ていず改めて4日午前11時から関係各社本支店長会議を開き協議の上何分の態度を決定し午後3時から改めて会見することになって午後6時半会見を終わった」[『神戸』1925.7.4]。

翌朝、「各保険会社の冷淡な措置に憤慨して」豊岡町の被保険者400名の代表38名が来神した。

「但馬人会の有志の出迎へを受けて同会事務所なる花隈町吉野館に入り小憩後一行中の代表5名は但馬人会長森垣博士を市役所に、同副会長森田代議士を大澤商会支店に訪問し震災当時同会より贈られた義捐金のお礼やら今後来神した意を述べ火保金支払ひに対して尽力方を依頼して引揚げ、午前10時から一行は『罹災被保険者団、豊岡町』と記した白襷をかけて繰出し先づ神戸に本社を有する神戸海上、太平洋火災、朝日海上火災の各本社を訪うて火災当時の詳細な

顛末を述べて会社側の態度を難じ『飽くまでも我々正当なる主張を容られたし』とて引取り更に我社を始め各新聞社を訪問して震災当時の救援を謝し火保問題の経営を述べて引揚げた今後は大阪並に名古屋東京などに本社を有する各保険会社にも直接運動をなすこととなっていると」[『神戸』1925.7.5]⁸⁾。

表 2-1 但馬地震関連年表

1925（大 14）	05.23	北但馬地震発生
1927（昭 02）	11.17	豊岡町民 220 余名、火保 21 社を大阪、神戸、東京、横浜各地裁に提訴
1927（昭 02）	11.18	豊岡町民 188 余名、7 社を提訴
1931（昭 06）	05.26	①西澤政蔵対日本、千代田事件について東京地裁、契約者側敗訴の判決
1931（昭 06）	06.05	②藤本芳邦対太平洋海上事件について大阪地裁、会社側敗訴の判決
1933（昭 08）	04.26	②太平洋海上対藤本芳邦事件について大阪控訴院、会社側勝訴の判決
1934（昭 09）	01.17	②藤本芳邦対太平洋海上事件について大審院、上告棄却の判決
1934（昭 09）	04.20	①西澤政蔵対日本、千代田事件について東京控訴院、控訴棄却の判決

出典：筆者作成

こうした状況に対して『保険銀行時報』[1925.8.20]は社説「佐藤天風・見舞金問題」でコメントした。保険会社には豊岡震災被災者に保険金を支払う義務はないが、「徳義上の問題」は残る。「被保険者が見舞金なしには復興困難なる時は、宜しく之は保険会社を相手とするよりも保険会社を動かし、更に政府を動かすの運動に出づるの外はない。換言すれば法律上の問題ではなく、徳義上の問題、政治上の問題として取扱うより外に途はない」。

確かに、関東大震災後に被災契約者に見舞金を支払った論法を適用すれば、北但馬地震被災者に対して同様の処遇を拒む理由はなかった。しかし、保険会社は見舞金要求を拒否し続け、監督官庁もだんまりを決め込んだ。この問題に関して経営上も政策上も首尾一貫していたわけではなかった。

3. 裁判

震災から 2 年半後の 1927（昭和 2）年 11 月 17 日震災被災者は保険会社を提訴した。「豊岡町廣瀬福右衛門外 220 名が連合して…東京、横浜、大阪、神戸の各地保険会社を相手取り保険金 87 万 3900 円請求の大訴訟を、神戸、大阪、横浜、東京の各地方裁判所に提起した」。提訴された保険会社は東京 12 社、大阪 5 社、神戸 2 社、横浜と名古屋各 1 社であった。提訴の「理由は当時地震が起ったのは午前 11 時でその後約 4 時間の後即ち午後 3 時過ぎから豊岡町に火災が起ったもので同夜 12 時頃まで燃え続き、遂に原告等の家屋は全焼したもので、各契約の保険会社に対して保険金を請求したところ天災地変の除外例を楯に支払はぬが、あの火災は時日こそ震災と同時であ

るがその間4時間の開きがあり殊に火元は倒壊しない家屋で地震とは全く別ものだといふのである」[『神戸』1927.11.18「豊岡の災害は失火だ」]。

翌18日、豊岡町坪内民蔵ほか十数名が神戸海上運送火災と朝日海上の両社を相手取り、神戸海上へは訴額1万7600円、朝日海上へは訴額2万8600円の訴えを起した[『神戸』1927.11.18]。19日には「豊岡町大谷平太郎ほか12名が名古屋に本店を有する福寿火災保険株式会社を相手取り訴額3万7100円の例の火災保険請求の訴へを神戸地方裁判所へ提起した、また同町八木初蔵ほか1名も同会社を被告として4500円請求訴訟を提起した」[『神戸』1927.11.20「またも震災訴訟」]。21日には「神戸市栄町1丁目13の2株式会社農工銀行は旧居留地神戸海上運送火災保険会社を相手取り、1万2666円50銭の保険金請求訴訟を神戸地方裁判所へ提起した。豊岡町にある同銀行所有の建物が震災当時焼けたが例の地震による火災ではないといふのである。又豊岡町青田孫三郎も同保険会社を相手取り2千円請求の訴訟を同時提起した。豊岡町字滋茂酒井虎之助は…京橋区銀座1の12日本火災保険会社を相手取って東京地方裁判所に保険金請求訴訟を提起した。理由は…原告側では地震のための火災でなく失火のための火事だといふのである」[『神戸』1927.11.22「続々起される震災訴訟」]。

表2-2 但馬地震関連保険金訴訟件数

	原告数	訴訟件数	被告会社数	請求金額
第一審	292	16	21	876,530.50
第二審	5	2	3	35,200.00
第三審	1	1	1	2,000.00

出典：北沢宥勝『火災保険論』有光社,昭和15.3.20,pp.265-6,註1

かくして「訴訟は尚続々提起」された。これに対して火災保険会社は、関東大震災後の大審院判例があり「頗る冷静」であった[『保険銀行時報』1927.11.27]。ちなみに北沢宥勝は、「北但馬地方」地震後に提起された訴訟を表2-2のように纏めている⁹⁾。当時報道された数字とは若干異なるが、参考のために引用する。

保険金請求訴訟は「足掛7年にわたり係争を続け同町の興亡に関する重大問題としてこの結果を注目されてゐたが」[『大阪朝日』1931.5.28神戸版]、1931(昭和6)年5月26日東京地方裁判所は豊岡町西澤政蔵等3名が日本、千代田両社を相手取った合計3万3200円の請求事件だけを分離して審理中のところ、「下川裁判長から原告側の請求を認めないといふ当然会社側に有利な判決言渡しがあった」[『保険銀行時報』1931.5.27]¹⁰⁾。『神戸夕刊』[1931.5.28]によると¹¹⁾、「理由は震災を原因とする火災と認められたわけでこの判決は他の関係10社に重大な影響を及ぼすものと見られている」。

この判決に対して火災保険団の一人である豊岡町会議員西澤政蔵は「豊岡町の重大問題・飽迄戦ふ…」と語った。「きのふから判決の結果を待っていたのですが未だに何の電報もないので気に掛っていたところですかうなればその他の事件が皆同じ運命と見なければならず問題は100万円、奥丹財界の影響をもつもので十分考慮し弁護士ともよく相談の上控訴して飽迄も戦はねばならぬ」。記事は次のように続く。

「訴訟提起以来足掛7年の今日、既に訴訟費用等にかかなりの苦しみをなめて居り今後の対策に就ては相当の悩みを伴ふものと見られているが代理弁護士の来丹と共に更に結束を固めて第二段の策を講ずべく寄々協議を凝らしている、この問題は豊岡在住の被保険者113名で東京方面は今度判決のあった西澤氏の事件を代表とし休止中の6件、大阪は藤本太郎氏の事件を代表とし休止2件、この外神戸横浜等の休止7件に分れ是等保険金の総額108万円に上る震災後長期に亘る財界の不況に祟られ正に瀕死の状態にある豊岡町としては実に重大問題として注目されていたもので太平洋海上火災を相手取り大正15年以来係争している藤本太郎氏の如きは客秋以来極度の神経衰弱に襲はれて未だに起つ能はざるの有様であり戦慄すべき大震災から7周年の今日なほ幾多の悲話を孕みつつあるものである」。

ところが、6月5日に大阪地方裁判所は「天変とは認められず…と太平洋海上に支払ひ命令下」と原告勝訴の判決を下した[『神戸』1931.6.6夕刊]。

「地震に伴って起った火災の保険契約は天災免責が成立するか否かに就てデリケートな判決が北但震災を回って大阪と東京に分審され東京では会社側に有利な（免責約款は有効である）との見解の下に原告側の敗訴となったが一方大阪では大阪地方裁判所民事第五部和田裁判長係りで審理を進め原告は兵庫県北但馬豊岡町藤本太郎氏で深川(澄)弁護士を代理人として太平洋海上火災に対し保険金2千円余の請求訴訟を提起し『火災は地震とは別に起ったものだ』と主張して争って来たが『天変とは認められず』として東京とは反対に『会社は2千円を支払ふべし』と5日同裁判所において原告勝訴の判決があった旨、原告側深川弁護士から藤本氏方に入電があった（豊岡発）」。

これについて原告側弁護士は「自信を得た・罹災者が大助かり」と語った。

「愈々勝訴ときまったので非常に喜んでいる、東京の訴訟は殆んど書面審理であったが大阪は証人も多数に喚び随分慎重に事実審理が行はれたのでそんな点がこの好結果を作ったのではないかと思ふ、これで今後は被保険者が非常に有利になり私が扱って居る事件だけでも神戸大阪の両裁判所に合計90万円の未決審事件があり今後もこの判決に自信を得て続々訴訟を提起するだらうから多数の罹災者が救はれる事と思ふ併しまだ一審だから控訴審でどうなるか解らぬだが兎に角これで一層自信を得た訳である」

一方、この原告勝訴の判決に「火災保険界は啞然とするとともに今後の成行に非常な注目が払われ」た。『保険銀行時報』[1931.6.13「社説・北丹震災と二つの判決」]によると、判決は以下のようであった。

「地震直後の同日午前 11 時に発火して同町の一部を焼失した火災と、藤本方を初め町の大部分を焼いた午後 5 時からの火災との間には風速状態等から見れば発火の関係がなく、従って地震に因って起った火災とは認められない。又会社側では水道、通信、交通の途絶から町民の生命が危険に瀕し、軍隊の出動まで見たというが、それだけでは所謂戦争、暴動、一揆又は之に類する事象とも認められぬから、結局会社は保険金支払の義務があるというのである。風速状態等から見て 6 時間を経過していることが地震に因らざる火災と認められた如くであるが、関東大震災火災関係の大審院半例によっても地震後一日二日を経過したものもあるが、何れも単純な火災とは認められていないし、殊に東京地方裁判所がつい最近同様事件に反対の判決を下していることでもあるから、太平洋海上は当然控訴するであろう」。

約款不知論にはいかなる判断が下されたのか。「原告は契約締結当時被告会社を信用し、その定むる普通保険約款に従うの意思を以て契約の申込を為したるものと認むるを相当とするにより」、また商法第 419 条は強行規定でないから地震約款は有効であると判示した。この点では東京地裁と同じであるから、判決の相違は発火原因について証言の採用如何によった[『保険銀行時報』1931.7.13]¹²⁾。

大阪地裁での勝訴によって豊岡町の火災保険団はにわかに「活気づき」、東京地裁に提訴すると共に「火災保険団では前記代表訴訟の結果如何を顧慮して弁論中止中であつたが東京地方裁判所 6 件、横浜地方裁判所 1 件、大阪地方裁判所 3 件、神戸地方裁判所 6 件合計 16 件、人員 350 余名、訴額 105 万円に対する同種訴訟も大阪地方裁判所における勝訴に力を入れいよいよ期日指定の申立てをなし一斉に口頭弁論を続行することになった」[『大阪朝日』1933.6.10 神戸版]。しかし、1933（昭和 8）年 4 月 24 日大阪控訴院は、豊岡町藤本芳郎（先代太一郎の訴訟を承継）が太平洋海上火災保険を相手取った保険金 2 千円請求訴訟に対して会社側勝訴を言渡した[『神戸』1933.4.25「北但疑問の火災・保険会社側に凱歌・前審を取消し『支払の要なし』」]。

「去る大正 14 年 3 月 22 日朝の北但の大震災で店舗の備品など動産を喪失した際県下城崎郡豊岡町^{ソラ}字霞田 47 藤本邦男の親権者より大阪市北区堂島浜通 1 丁目太平洋海上保険株式会社代表者中村準策氏を相手どつた保険金 2 千円の請求訴訟は一審神戸地方裁判所で原告の勝訴となり被告より控訴し大阪控訴院岩村裁判長係りで審理中のところ 24 日同裁判長は『一審判決を取消す、被控訴人の請求を棄却す』即ち 2 千円は払はなくともよいとの判決言渡しがあつた

一審では本件火災は地震によって起つたのではない、地震は最初午前 11 時半に起つた、藤本方の家の焼けたのは午後 5 時であるから会社側に損害を支払ふ責任があるといふ認定で端なくも地震による火災か否かに争点がおかれたのが控訴審では本件火災は地震で起つたものでいはゆる保険契約の免責事項即ち不可抗力によるものと認定され会社側に凱歌があがつたのである」。

本件は「この疑問の火災に関係ある数百人の被保険者のために重大視されていた」から、「地元は大衝動を与へた」[『大阪朝日』1933.4.25]。原告側は引続き上告したが、1934（昭和 9）年 1

月 17 日に原告敗訴が確定した¹³⁾。要旨は、保険契約の当事者双方が特に普通約款によらない旨の意思を表示せずに契約したときは、反証のない限りその約款によるという意思をもって契約したと推定すべきで、それは既に大審院判例（昭和 4 年 12 月 24 日第一民事部判決）に示され、「今尚変更の必要を見ず」、それ故、地震火災免責約款は有効であり、そのことは大正 14 年大審院判例によって示されており、これまた「今尚変更の必要を見ず」というものであった。

なお、関東大震災関連の裁判「平田重太郎対日本火災」の上告審（大正 14 年（オ）第 792 号）において、上告理由はこの地震に言及している。ちなみに、大審院判決は大正 13 年 5 月 31 日の言渡であった¹⁴⁾。

「本論に附して爰に本年 5 月 23 日兵庫県城崎に起りたる大震災火災保険問題に付一言せん当時新聞紙の報したる所に依れば焼失区域に於ける保険契約総額 350 万円内外にして保険会社は法律上支払を為す可きものに非ざることを発表し内数件に付ては訴訟を以て争ふ可き形勢あり見舞金に付ては保険会社側に於て協議中なりとのことなりしも其の後其の実施ありたることを聞かず。然るに此の震火災に付所謂見舞金支払問題か熱狂的社會問題とならざりしことに付ては数個の理由あり惟ふに罹災区域狭く全国よりの同情金慰問見舞品等多額に上り相当潤沢に行亘りたること保険契約総額僅少にして従て被保険者の数も少きこと土地僻陋にして人心質朴且社會運動を為す可き便宜に乏しかりしこと等は其の理由の重なるものなる可し而も一般に罹災被保険者か見舞金不払に付不平不満の念あるは察するに難しとせず蓋地震火災の如き場合には親戚朋友取引先知人等皆一様に罹災者と為るか故に緩急相援ふに由なく此等の者より助力を得るの途全く絶へ且尋常の火災に比して損害甚しく殆ど各人無一物となるを常とするか故に甚しき窮状に陥り斯る場合こそ直ちに保険の必要痛切なるに拘らず全然其の支払を受くることを得すと云ふか如きは頗る不合理なりと言はざる可らずを以てなり斯の如く法律生活に付國民に不平不満の念を懐かしむるか如きことは明に法の精神法の目的に背くものと言はざる可らず故に前記の如き特殊の事情に因りて城崎地方の震火災に付て社會問題を起すこと無かりしとするも決して之を当然として看過す可きものに非ざるは明白なりと謂ふ可し」。

Ⅲ. 北丹後地震（1927. 3. 7）

関東大震災から 3 年 7 ヶ月後、北但地震から 1 年 10 ヶ月、1927（昭和 2）年 3 月 7 日午後 6 時 28 分、京都府北部を震源とする奥丹後地震または北丹後地震が発生し、死者 2,925 名、全壊家屋 12,584 戸という甚大な損害を出した¹⁵⁾。この地方はまだ冬季であり、その夕方に発生したために大火を招いたものである。

1. 保険会社の救護活動

この悲惨な状況において、関東大震災や他の大地震のときと同じように、郵便貯金と簡易保険

はいち早く「非常払い」を決定し、また救護活動を始めた[『大阪朝日』1927.3.10]。

「大阪通信局では8日朝から時間に制限なく郵便貯金の非常払戻しを開始したがその趣旨が一般に徹底しなかったので9日朝までには一人の請求者もなかった、一方簡易保険加入の死亡者に非常即時支払並に加入罹災者に貸付の手続をとるべく本省と交渉中で9日中には決定実施を見る予定である、また一面保険加入者及び通信従業員の救護のため大阪医大斧原、小松原両博士、看護婦及び局員から成る二隊の救護班を8日午後7時大阪駅発列車で震災地に急行せしめた」。

『奥丹後震災誌』[1928]は「各[保険]会社では当時被保険者慰問のため、それぞれ社員を派遣して慰問金品等を配当し、日本生命では特に義捐金を拠出した外救護班を派して傷病者の医療に務め、仁壽生命でも弍千円の義捐金を拠出した」と書いている。この時には特に日本生命の救護班が大活躍をした模様である[『保険銀行時報』1927.3.20]。

「日本生命は奥丹後地方大震災地に於ける罹災者救護のため日本生命済生会から中田医学博士外数名の医員並に看護婦と、これに要する応急医療品一切を拾数名の社員に携帯せしめ8日未明に第一班を急派した。同社の第二班は数台のオートバイを用意し活動写真機其他を携へ被害程度の真相を掴むに努め、又被保険者代理店の被害状況を敏速に視察報告するところがあった。第三班は9日午後3時大阪駅発列車にて被害地に向ひ同社各代理店慰問の為出発せり、右各班の活動に相応じて同社幹部は保険金支払、証券担保貸付等便宜の方法を講じ被保険者慰問の意を徹底せんとしつつあり嘗て関東但馬の大震災災時に機敏の処置を以つて社会の賞賛を博した同社は相変らず堂々たる態度を持している」。

『保険銀行時報』[1927.3.20]はこの特集記事の中で、「尚火保会社に於ては社員が協同して見舞金の支出を為す意向を有する会社もあると云ふ事である」と書いているが、火災保険会社の救護活動には全く言及していない。

2. 火災保険金問題

『大阪朝日』[1927.3.9]には「保険損害は僅少の見込」という記事がある。悲惨な被害の実情や懸命な救援の努力を伝える紙面の中でこの記事はいささか場違いの印象を与える。

「震災地方の罹災契約高は目下のところ不明であるが、この地方には相当多数の製糸工場が散在してをるので、損害は大約7~80万円とみられ、大正14年5月但馬地方震災による損害(100万円)に比してなほ僅少の見込みである、なほ関東震災、並に但馬震災当時に保険契約者より支払請求の訴訟が提起された事例があるから、今回も訴訟の提起をみるであろうが、大審院の判決もあることなれば保険会社では樂觀の態で、大阪では来る10日地方会を開催して対策を講ずるはずである」。

一方『保険銀行時報』[1927.3.20]によれば、3月8日に「臨時月曜会」¹⁶⁾を開催し、各社一様の行動を執る旨を決定した。

「大体震火災に対しては支払の義務がないのであるから何等問題はないのであるが、只火災に遭はない破壊物件に対する震火災当日以後の未経過保険料を支払ふ事に決した由で、之に就いては種々支払履行義務なき事に就いて異議もあつたが、結局破壊物に対しては何等条項もなく且つ将来期間内の保険契約も実際に於て継続する事も出来ないものであるし、此際、一は見舞の意もあるから一旦取った保険料は如何なる理由あるとも返還させない事になって居るが此際之が返還を為すのは至当であると云ふ議論者が多く之に決したと」。

地震による被害を受けたが火災に遭っていない家屋に保険料を払い戻すというのである。『日出新聞』[1927.3.16 夕刊]も「火保の見舞金今回も契約者へ贈らぬ」ことに決つたと伝えた[傍点引用者]。注目すべきところは傍点部分のように「先年の関東大震災に限り」云々と述べたところであるが、誰が「限つた」のか分からない。関東大震災の折りに業界と政府の間で「これきり」という密約があつたのであろうか。それとも業界が口実に使つたのであろうか。

「府下奥丹地方に起つた今回の大震災について其の被害の最も激甚であるとされている中郡を始め竹野、与謝、熊野の四郡に於ける火災保険の総契約高は目下当地につき精密調査中であるから精確な数字を示すことは不可能であるが明治火災の200万円を標準とし其他の日本、帝国、東京、千代田の五大会社の業績から見ると少くとも1千万円を突破する見込でその内約二三割が震災の惨禍にあつたものとすれば概算300万円内外が実際の保険契約高だらうと云ふ見当はつく訳である尚ほ是等被害者に対する保険金の支払ひは先年の関東大震災に限り政府から助成金の交付を受け関係会社から見舞金の名目を以て幾分づつ贈呈し得たが厳格な意味からすると今回のやうな天災地変時は戦争暴徒による被害と同様保険約款によって除外条項となっている為め其後に勃発した一昨年の北但震災に対しても名義の如何によらず会社は其責を負はなかつたのである随つて今回も契約者に対して火災保険金の全部若くは一部の支払は勿論特別見舞金の贈呈をなすやうなことはない筈である」。

ラチの明かぬ状況に京都府商工課が乗り出すことになった。『日出』[1927.4.8]は、「見舞金提供と保険料払戻・遅滞ながら府商工課が火保会社に対して交渉を進める」と伝えた。

「京都府商工課では遅滞ながら北丹震災地の被害者にして火災保険の契約を為しているものの救済方法に付考慮を廻らし熟議の結果近く知事の決済を得て関係火災保険会社へ交渉を進める事となつた、与謝、中、竹野、熊野四郡で契約を取結んでいる火災保険会社は日本火災、千代田火災、明治火災、京都火災、帝国火災などを大口として19社に達し総契約高1760万8067円内震災被害者の契約高が何割を占めているかは明かにされていないが、本年1月の払込期に於て向ふ一ヶ年分、若くは6ヶ月分を払込んだ被保険者は3月7日以降に於て保険物体を喪失しているのであるからその未経過の既収保険料に就ては会社側も其払戻しに関し相当考慮の余地があらうといふ点を理由としてこれが無条件払戻しと見舞金の提供をなさしむべく保険本来の精神に基き罹災民の惨状に深甚の同情を払つて貰ひ度いと主張している」

やがて会社側の回答がきた[『日出』1927.4.23]。

「北丹四郡の震災地に於ける火災保険加入者に対し契約金の払戻しは其契約上天災地変の際は認めていないけれども未経過の保険料払戻しに就ては實際上契約上相当考慮の余地ありとして府商工課から関係火災保険会社に対し交渉の通知を發した事は其当時報じた通りであるが保険会社側では横浜火災海上保険を通じ 22 日同商工課へあて北丹の震災は真に同情に堪へざるものあり保険協会として取あへず 1 千円の見舞金を送って置いたがなほ未経過の保険料は貴示の如く払戻しをなすべく目下協議を進めている旨の回答があった、多分月割で払戻しをする事となる模様である」。

後に京都府がまとめた『奥丹後震災誌』がこの見舞金支出要請に触れている¹⁷⁾。先の記事と重複するところがあるが、参考のため全文を引用しておく。

「火災保険 震災地四郡における火災保険は、日本火災を第一とし、帝国・千代田・明治等の各火災保険会社を大口として、全部で 19 社、保険契約総高 1760 万 8067 円（此保険契約数 5,142 件）に及んでゐるが、天災地変の如き不可抗力による損害補填は、契約々款の定むる所により、各社共被保険者に対し払戻しの義務なきことを原則として規定してゐるので、素より各社においても進んで保険金支払の方法には出でなかつた。而も今回の丹後震災は非常の大災害で罹災民の困窮の度も亦一入深いものがあるので、何等かの方法を以てこれ等会社より仮令少額たりとも支払ひをなさしめることは、最も必要のことであるのは言ふまでもない。現に關東大震災後においても、火災保険支払は当時の最も大きな政治問題、社会問題として世間に論議された前例もあるので、府商工課ではこれ等契約を有する保険会社に対し極力諒解を求めた上、出来得べくんば罹災民にとって有利な解決を与へたいとの意向の下に、4 月 7 日付府名を以て関係諸会社に対し、左の如き依頼状を發しその諒解を求むる所があつた。

過般北丹地方に於ける大震災の被害程度並罹災民の惨状に付きては既に克く御承知のことと被存候処大震突発以来本府は全力を挙げて之れが救援に務め天下の同情亦翁[キユウ]然該地方に集中し応急救護上に於ては漸く相当の希望を繋ぎ得たりと雖、該地方は全国に著名なる縮緬機業地なるを以て罹災民は巨額の貨財を烏有に帰し、之が復旧復興は容易の業のみならず罹災民の奮起は勿論汎く朝野の援助に俟つ所大なるもの有之候に就ては貴会社に於ても同地方には、相当保険契約も之有ことと被思料候も天災地変等不可抗力に依る損害補填は大体各社共契約々款に依り責任を負はざるべきも契約期限未経過の既収保険料の払戻しに付ては条件一定せざるも相当考慮の余地も有之様被存候間此際罹災民の惨状に深甚の同情を表せられ、保険本来の精神に基き特に見舞金の提供並既収保険料の無条件払戻方に付御配慮の上何分の御回報相煩度此段及依頼候也。

右の依頼に対し会社側からの回答によると、火災の損害に対しては、約款上当然支払の義務はない。而し災害に対しては同情にたへぬから未経過保険料の払戻しに関しては各同業者間に協議を進めてゐるとのことであつたが、この点においても各社それぞれ立場も異なるので容易に一致を見なかつた。而し単に見舞金として一社平均壱千円内外をその契約者全体に贈与して来

た。（3年2月15日）。

先の記事では業界全体で1,000円を送ったといい、この記録では各社別に1,000円程度を贈与したと書いている。どちらが正しいのかわからない。しかし、5月半ばの『日出』[1927.5.15]によると、募集締切り後も義捐金が続々集り、遂に350万円を突破した。見舞金か義捐金かわからないが火災保険業界の献金は九牛の一毛にも当らない金額であった。京都府の記録がそっけなく書いているのが印象的である。なお、この時にも提訴されたというが¹⁸⁾、関連記事を見つけることができなかった。

IV. 北伊豆地震

関東大震災から7年10ヵ月、北丹後地震から3年8ヶ月、1930（昭和5）年11月26日払暁4時3分、伊豆半島中部を震源とするM7.3の大きな地震が発生し、死者272名、家屋全壊2,165戸に達する被害が出た。

1. 保険会社の救護活動

簡保はいち早く保険金の即時支払や保険料払込猶予措置を取った[『静岡新報』1930.11.28「簡易保険の非常局待ち払い・災害地各局で開始」;1930.12.1「簡保貸付3200余円」]。生保協会も「一、死亡者には即時保険金を支払ふこと 一、保険料納入◇◇期間を二ヶ月延長して三ヶ月とすること」を決めた[『静岡新報』1930.11.29夕刊]。この他に『静岡新報』には生保関係の記事が以下のように3件収録されていた。

「伊豆大震と帝国生命 今回の豆相大震災に当り帝国生命保険会社は即日常務医高松博士並に米原医学士に社員数名参加して慰問班を組織し災害地へ特派して被保険者の救護並に保険金支払に機宜の処置をとったことは一般に予想外の感謝を以て報いられた、なほ同社は引続き第二班を特派して奉仕に徹底せしめ更に第三班を送る準備中である、40の生保会社に先んじて斯る敏活な処置をとったことは平素健康増進所を設け被保険者本位を標榜するだけさすが帝国生命の遣り方だと納得せしむるものがある」[『静岡新報』1930.12.5]。

「安田生命契約者に奉仕 安田生命では先に豆相地方の大震災の飛報一度到るや、いち早く救護慰問班を組織し災害地方に特派すると同時に被害死亡者に対しては其場で保険金即時払の方策を講じ同社々員は慰問に救護に連日涙ぐましい活動を続け、其俊敏さと契約者奉仕には一般地元町民に少からず感銘と好評を与へたが、今回更に罹災地在住契約者に対し保険料払込の猶予期間を設くる事に決し、併せて保険料充当に要する金額貸付希望者には出来るだけ簡易なる方法で取扱ふ旨発表した、因に保険料払込猶予方法は左の三項に分たれている」[『静岡新報』1930.12.14夕刊]。

「東洋生命貸付・罹災地復興に 東洋生命保険は今回の豆駿震災地に約40万円位の保険契約高を有して居るが今回の罹災に対し木村社長の果斷の方針により罹災契約者の復興資金に対して

は払込金を担保として一切の煩雑なる手続を省略して年7厘以下の低利長期貸付を敢行して被保険罹災者の便宜をはかって居る由」[『静岡新報』1930.12.20]。

これと対照的に、震災に対する火災保険会社の態度は『保険日日』[1930.12.7]「非常災害に対し火保業者猛省如何・生保の夫れに比して」によって厳しく批判された。

「生保は各社思い思いに或は慰問隊を特派して親しく罹災者を慰謝し或は慰問袋を送致して同情の誠意を表す等出来得る限り被保険者は勿論一般罹災者の救援慰問に力めているが火災保険会社側では一も是等同情慰問の行為の表はれぬのは洵に如何とせなければならぬ。然るに火災保険業者の一同は平時の社会奉仕、公共事業の援助は固より各地の非常災害に於ても一片進んで之れが救援に当る事なく或は求めらるるも猶兎角の言を構えて夫れが回避に力めつつあるは等しく保険事業の経営者としての立場からも亦多数の民衆を相手としての営業者としての行為として甚だしく遺憾を感じしめられるものである」。

確かに関東大震災時の見舞金問題には同情の余地はあるが、しかし、とこの記事は続ける、「恒に之に藉口して多数共同生活者の当然の義務とも言うべき非常災害時罹災者への義捐救恤をさえ拒否せんとするはむしろ憎むべき非徳ではなからうか」。火災保険経営には「被保険者への奉仕無き事」がある。豆相震災では現地調査をしたが、それも保険金問題へ対処するための「実に自家擁護への準備であって如何に自営の爲めには汲々たるかを物語る」。

被災地へ火災保険会社の旗などを立てて救援に出かければ、保険金を請求されるという懸念でもあったのであろう。真意は別にして、火災保険を営む業界にしては、火災被災者に冷淡であるとの印象を与えていた。

2. 火災保険金問題

火災保険金問題については『静岡新報』には僅か一件の記事が掲載されており、罹災民が県知事を通じて商工大臣に火災保険金支払を陳情することにしたと伝えるだけである¹⁹⁾。一方、業界紙には比較的詳細な記事がある。まず、次のように伝えられた[『保険銀行時報』1930.11.27「社説・豆相の震災と保険界」]。

「伊豆一円の地震は家屋の倒壊最も多く、又火災を起したるもの等あり非常な災害を蒙ったが之が爲めに又しても一部頑迷者流の間に震災地に於ける火災保険が問題となっているやうだが、勿論取るに足らぬ。即ち地震が原因となって起りたる火災は会社側は絶対に之が填補の責に任じないのであるが、大正12年の関東大震災の見舞金が行はれ、丹後震災には保険料のみを支払った例があるので、今回も何等かの方法に依らなければならないと云ふことになった然し見舞金は丹後の場合でも支払はなかったから、今回も問題とならず結局保険料のみを支払ふ位のものであろうが、今回の震災に依って火災を起したるものは伊東町のみで然かも同所の一部分が罹災したのであって火災損害としては充分には判らないが、約13万円前後だらうと云はれている。之を丹後の数百万円からの損害に比すると極めて小額と云ふので火保会社としては左程に

問題にしていな模様である。然し聞くとおとこに依ると伊東町の火災罹災者は保険金の全額支払要求の決議をなしたと云はれておるから、何れ近く会社側に交渉するであろうが、会社側は此の場合保険金の全額支払は無論のことその一部支払にも応じないだらうが罹災総金額が少ないのであるから保険料の支払位には応ずるかも知れないと云はれておる。又倒壊家屋は契約物件の消滅を来したのであるから該契約の未経過保険料だけは払戻す訳である。尚右に就ては近く火保協会で協議されることになっておる。

『保険日日通信』[1930.11.28]もまた、約款により地震火災には保険金支払の義務がなく、その点は関東大震災の裁判でも契約者側が「悉く敗訴に終りたるを見ても明かなる次第である」と力説した。この業界紙はさらに同日付「社説」において「峻拒すべし契約者への見舞金支出の要請・罹災民全般への義捐は結構」と訴えた²⁰⁾。

「法治国民として炳乎たる国法の統制の下に厳乎として確認されたる約款による火保契約を締結しながら、前例あれば、帝都に近接の地域なればとの依拠すべからざる理由を理由として或は見舞金を名とするも亦義捐金と称すとも火保契約者のみに対し火保会社をして金員の支出を為さしめんとするは之れ正に火保会社をして強ひて国法の尊厳を冒瀆せしめんとするものである、火保会社は飽くまでも之れ等非合法的の金員支出要請には一致峻拒するの要がある、関東大震災に際せる見舞金の支出は民衆の無理解と言ふよりは時の為政者が誤りたる言動に基く千古に残さしめられたる一大悪例に過ぎないものである、是の大悪例を前例として再び更に悪例を重ねんか、悪例は遂に悪例として終らず約款の蹂躪国法の無視は徒らに民衆の声、前例の例によって尽くる処なく行はれ止る処なく行はれて取捨すべからざるに至るべきや火を睹るより明かである、火保会社が火保契約者のみを対象とする金員の支出は豆相震災地に於ては絶対に禁ずべきである、之れが要請は厳乎として拒否すべきである。

しかし、この業界紙は、約款にもとづく保険金支払はすべきでないという一方、何らかの形で被災者を助けよと強調している。

「若し豆相地域被害者全般を対象としての義捐救援は固より夫れは考慮助力に吝なるべからず、徒らに将来の営業政策を加味し徒らに後図の爲めにのみ之に当る事なく純情至誠を以て応分の夫れに力むべきや論を俟たざる処である」。

ところで、『保険日日通信』[1930.11.28]は、法律上の問題は別として「会社と代理店間の情誼関係の深甚なるものにありては、特別に見舞金を贈るものも有るかも知れぬとのことである」とつけ加えた。後日、この業界紙[1930.12.7]は「伊豆災地の火保問題・一部代理店暴動化？」と伝えている。

「火保会社と罹災者の間に当然惹起した火災保険金問題は多数焼失せる伊東町某代理店を中心に猛烈なる運動を開始したるものの如く会社側の約款に基づく保険金の支払が出来ざれば見舞金或は其他の名儀で保険金を払って呉れとの意見で目下会社側と折衝を重ねているが該問題は同情すべきものはあるも既に関東或は丹後の震災におけるが如く保険約款に基き保険金の支

私の義務は無のであるから如何に同地代理店が騒いでも其目的は達せられざるべく只倒壊家屋に対しては一様に解約手続を取って返戻金を還付すべく決定する筈で其の返戻金額は勿論災害当日よりの契約期間内未経過保険料日割計算になる事は当然であろうが然し丹後震災同様保険金支払問題の訴訟は今後相当発生する見込であるので当業者は極力事件発生に対する調査を行っている尚ほ罹災調査は近く完了し来る 11 日の横浜地方会に報告され更らに中央協会に通知される筈である」。

もう一つの業界紙『保険銀行時報』[1930.12.13]も「伊豆震災の保険金でゴタゴタ」と題して報じた。地震後の火災保険を巡る事実であり、全文を収録しておく。

「伊豆震災に因る伊東町の火災は百数十戸を焼失し之に依って蒙った火災保険の損害は約 13 万円程度であるが、之に付き類焼したる保険契約者は保険金の全額支払を要求している、その理由とするところは今回の火災は震災が原因したるものではなく別の原因に依って同時刻頃発火したものであるから当然保険金を支払ふべきものであると云ふのである。之等罹災者は結束して同地方選出の代議士と共に商工省に支払の陳情をなすと同時に一方火保協会に対してもその理由を述べて強硬な態度で種々陳情している、火保協会に於ては今回の火災は飽までも地震が原因したものであると主張し、特に最初の原因は町内某薬店の薬品が地震と同時に発火したものと伝えられているので之が地震の原因たることは明かであると云っている」。

この事件については今のところ詳細不明であるが、しかし、実態は次の三陸沖地震のときと同じであつただろう。

のちに『保険日日通信』[1931.1.23]は「敢て火保界への毒舌・耳を蔽ふも事實は事實」と題して火災保険業界を厳しく批判したが、その中で伊豆地震の処理に言及した。文脈は「火保月曜会」と称する業界組織（「東京市に於ける協会々員火保会社の本社に於ては支配人級以上各支店では支店長を以て組織するもの」と説明されている）があり、この組織が昭和 6 年についていくつかの「決定事項」を行ったというのである。

「偕て右決定事項に就いて見受けらるるものは如何に火保会社が単に当面の善処主義をとるものであつて其の事業の本質に立脚したる遠大なる理想の発現に意志が無いかが想はれるのである。第一項の豆相地方震火災に関するものでは[昭和 5 年]12 月 8 日の同会の決議即ち保険金乃至見舞金としては絶対に出さぬが保険料だけは返戻してもよいと言ふのである、是れ実に何に基礎を置いて考へついたものであらう、其の不徹底さ無意義さに涙がこぼれる次第である。保険料を返戻する事は決して真の解約ではない。保険料位返戻したからとて被害罹災者がどれだけ救はれるか将又火保会社にどれだけの好感を有つか。保険料の返還では見舞金でもなければ保険金の支払でもない火保会社の特に出し惜しむ貴重な金員を泥溝に投げ込むやうな無意義な支出であつて而かも其の事により会社は自ら最も大切な約款の蹂躪を敢てするものである。保険料の返還では被保険者からは却て人を馬鹿にしているものとしての反感をかひ、会社としては約款の無視であり結局百害あつて一益もないものであり、更に夫れは将来に対して甚しい

悪例を貽すものである」。

V. 小括

関東大震災から福井地震まで四半世紀を通じて地震火災免責をめぐる状況はほぼ同じであった。本稿では、北但馬地震、北丹後地震、北伊豆地震の三つを取り上げた。詳しい検討は次稿で取り上げるとして、三つの地震に共通して見出される要点をまとめておく。

①保険会社の救護活動

生命保険と簡易保険は、大きな震災ののちには救護活動に精励して感謝されている。一方、火災保険業界が救護活動を行った旨の記事を、一般紙でも業界紙でも、また報告書類でも見つけることはできなかった。実際に何もしなかったのか否かは証明し難いが、北伊豆地震のときには、業界紙によって業界の道義心、公德心のなさが厳しく批判されている。

②被災被保険者

大きな地震ののちには、火災に遭った被保険者は保険金に切実な期待を寄せた。かれらが関東大震災後の保険事情をどの程度知っていたのかは不明である。また、表5に見るように、関東大震災関連の訴訟が進行中であった。その後の被災被保険者が関東大震災のときと同じ超法規的措置を願ったり、火災が地震によるものか否かという事実認定を争ったのは、自然の成行であった。かれらは、約款に対する会社の態度に納得していなかったから、関東大震災のときと同様に保険金騒動が起きた。遂には提訴に至ることがあった。被災被保険者にすれば、やむに止まれぬ思いであろうし、藁にも縋る気持ちでもあったであろう。

③火災保険会社

保険会社は約款遵守を唱えて保険金支払を峻拒した。関東大震災の経験でよほど懲りたのであろう。半面、倒壊家屋の保険料払い戻しという措置を取った。業界紙が批判したように、殆んど意味のない行為であったが、業界の真意はどこにあったのか、今のところ記録が見つからない。

業界紙『保険日日通信』[1931.5.28]は、北但馬地震の裁判に関連して、約款を厳守し躊躇なく保険金支払を拒否すべきであるが、それと同時に「約款そのものの完備を期し而して契約の当初に於て克く火災保険の約款をして被保険者に諒解せしめ置く事を忘れてはならぬ」とコメントした。無用の争いを避けるためにも、これは常識的なコメントであるが、むろん、これ以前にもこれ以後にも火災保険業界が地震約款の周知措置を取った形跡は全くない。それどころか、料率さえも事前開示しないと云った「秘密主義」がしばしば批判されていた。

しかも、かれらは保険金のみならず見舞金の支払をも拒絶した。これは首尾一貫性を欠く行為であった。関東大震災の折には、被害の大きさ、帝都、世論の硬化、とりわけ政府・行政による圧力といった諸要因があったから止むなく見舞金を支払ったというのであろう。しかし、地震被害に区別はないのであるから、被災被保険者が見舞金を期待したことは当然であろうし、二倍もなく拒否した業界の態度は、冷静というより冷酷な印象さえ与えたであろう。

④行政

見舞金支払に関連していえば、行政も無責任であった。関東大震災の折りには、就任直後の田健治郎農相の軽率な発言の尻拭いをするという意味があったが、しかし、それ以後の地震についても同じ措置を取らせなければ、保険監督官庁としては、関東大震災時における失政を自から認めたことにはならないであろうか。

⑤代理店

関東大震災については代理店の動向は分からない。というよりも、関東大震災について情報を集め執筆していたときに、代理店の存在には想到しなかった。しかし、その後の大地震の際には代理店が関与した。かれらは、会社の代理人という法的地位よりむしろ地域社会における被災被保険者との関係を重視したであろうし、それ故、保険金ないし見舞金問題を傍観することはできず、会社に対して強く要求する態度に出たのであろう。なお、支店と本店の立場の違いについて次の指摘がある²¹⁾。

「而して其の後の震災が何れも保険会社の本店に遠き地方に起り、保険会社の営業より見れば副業的地位にある農村の契約である為、一層冷淡に取扱はるるは自然の成行であって、地震約款が完全に実効を収めたのは当然の結果であらねばならぬ。本店所在地の震災であると否とに依って既に多大の懸隔を見るは、関東大震災に対して関西側の会社が出捐を最後まで渋った事実を見るも明かである。況や農村に於ての損害の如きは都会本位の会社の出捐を迫るに余りに関係が阻隔している。敢て謂へば虐待せらるべき運命に置かれているのである」。

注、および文献

- 1) 山下文男：『戦時報道管制下隠された大地震・津波』（新日本出版社、1986.12.10）326p.
- 2) 関東大震災後の保険金請求訴訟において大審院が下した3件の判決のうち最初のものは、1926（大正15）年6月12日付であった。なお、但馬地震および北丹後地震の後にも、関東大震災関連の訴訟が続き、最後の判決は1929（昭和4）年12月東京控訴院によるものと思われる。北伊豆地震はその一年後であった。
- 3) 地震に関するデータは国立天文台編：『理科年表』2006年版による。
- 4) 『北但震災誌』（兵庫県、1926）
- 5) 『豊岡市史・下巻』（豊岡市、1987）358,表110より。
- 6) 北但馬地震は「但馬震災」「北但震災」「城之崎火災」とも言われる。この地震は2年後の北丹後地震と地理的・時間的に著しく近接していた。『理科年表』は後者を「北丹後地震」と表記するが、「丹後震災」「奥丹後震災」「奥丹後峰山震災」ともいう。なお、北但馬震災について東京地裁判決を伝えた『神戸新聞』[1931.5.28 夕刊]は終始「奥丹震災」と書き、両者を混同していた。
- 7) 標題では「火保会社側も実状調べ・支払運動に反対して多数社員派遣」となっている。
- 8) 火災保険会社は保険金支払を拒絶する一方、未経過保険料の支払を決めた。しかし、それを取りにきたものは「殆んど数えるに至らない程度」であった[『保険銀行時報』1925.7.20]。
- 9) 北沢有勝『火災保険論』（有光社、1940.3.20）265-6,註1。第二審のうち1件は保険会社が控訴人(原審被告)。
- 10) 『東京朝日新聞』[1931.5.27]「北但地震の火災・焼け損の判決・保険金支払の要なしと昨日東京の言渡し」；『大阪朝日新聞』神戸版[1931.5.28]「火保金請求訴訟豊岡側が敗る・震災だから支払の要なし」

- 11) 因みに標題は「地震による火災には保険料を払はぬ」となっていた。保険金と保険料はしばしば混同された。
- 12) 判決文は『保険銀行時報』[1931.6.27～7.6]「判決例・北但震火災と保険金支払(1)～(2)」および『同』[1931.6.7]「刮目注意を要する地震火災火保側敗訴・大阪地方裁判所の新判決」
- 13) 判例は以下に収録されている。「保険契約ト当事者ノ意思ノ推定」『大審院判決全集 3』141；『法律新報』357 附録および「火災保険契約と特約なき場合の当事者意思の推定」『保険評論』27, No4(1934.5.30)76-82。要旨は東北大学法学部『法学』3(1934.6.1)671
- 14) 寺田四郎「火保問題の経過並其の顛末(7)」『保険評論』21, No.9(1928.10.25)11-25。原文はカナ書き。
- 15) 『理科年表』によれば「京都府北部：『北丹後地震』：被害は丹後半島の頸部が最も激しく、淡路・福井・岡山・米子・徳島・三重・香川・大阪に及ぶ」。
- 16) 『保険日日通信』[1931.1.23]は「火保月曜会」を「東京市に於ける協会々員火保会社の本社に於ては支配人級以上各支店では支店長を以て組織するもの」と説明している。
- 17) 京都府『奥丹後震災誌』1928.3.25, pp.91-93
- 18) 東京海上火災保険(株)企画室編『損害保険実務講座 5・火災保険』(有斐閣, 1955)72, 注 23 によれば、「丹後峰山町震火災」(1927.3.7)についても訴訟があったというが、未確認。
- 19) 『静岡新報』[1930.12.13 夕刊]「罹災地の火保払渡し陳情 震災地に於ける火災保険金につき契約会社は約款により支払をなさざる事となって居るが罹災者は唯一の復興資金として切実に之が交付方を要望して居るが田方郡伊豆町長鈴木徳太郎氏は本県知事を經由◇商工大臣に震災地火災保険金を一◇たりとも支払する様◇方法を講ぜられたいと陳情書を提出し之と共に被保険者も同様保険金支払となほ出火原因につき再調査方◇震災と関係のあるや否やを本県知事に陳情した」。
- 20) 『保険日日』[1930.11.30]「互相震災に対し三度火保業者に告ぐ・助成金の非を繰返す勿れ」
- 21) 南正樹「震災と保険事業 (2)」『自治研究』7, No.6 (1931) 71

表 3 - 1 関東大震災関連訴訟－東京地裁判決日を基準

	東京地裁	東京控訴院	大審院
①平田重太郎対日本火災	1924.05.31	1925.02.28	1926.06.12
②須賀惣吉外四人対明治火災	1924.10.18		
③今村力三郎対明治火災	1924.11.08	1926.06.21	1927.12.22
④山口直対ルニヨン火災保険	1925.07.07		
⑤山田市太郎対共同火災	1925.12.24		
⑥増島六一郎対共同火災外 2 社	1926.05.15	1929.12.27	1930.06.14
⑦猪股淇清対中央火災傷害保険	1926.08.28	1929.12.27	
⑧山田フジ外 14 名対帝国火災外 9 社	1927.01.25		
⑨大木合名対東京海上, 共同火災	1928.04.10		
⑩関根齋一対明治火災, 日本火災	1928.11.22		

注：1923.09.29 付けで訴訟②のほか計 6 件が提起された（12 年度 60 件、13 年度 62 件、14 年度 6 件 + α）。1923.12.20 に提訴 18 件に関する第一回公判（東京地裁民事第二部）が開かれた。

出典：筆者作成

表3-2 関東大震災関連保険金請求訴訟件数

	原告数	訴訟件数	被告保険会社数	請求金額
第一審	149	157	24	4,489,521.828
第二審	25	25	13	909,500.000
第三審	3	3	2	29,500.000

注) 北沢有勝『火災保険論』有光社,昭和 15.3.20,pp.265-6,註1

表4. 主要地震関連裁判の判決日一年表

1923.09.01	関東大震災		
1924.05.31	(関東①)東京地裁		
1924.10.18	(関東②)東京地裁		
1924.11.08	(関東③)東京地裁		
1925.02.28	(関東①)東京控訴院		
1925.05.23	北但馬地震		
1925.07.07	(関東④)東京地裁		
1925.12.24	(関東⑤)東京地裁		
1926.05.15	(関東⑥)東京地裁		
1926.06.12	(関東①)大審院		
1926.06.21	(関東③)東京控訴院		
1926.08.28	(関東⑦)東京地裁		
1927.01.25	(関東⑧)東京地裁		
1927.03.07	北丹後地震		
1927.12.22	(関東③)大審院		
1928.04.10	(関東⑨)東京地裁		
1928.11.22	(関東⑩)東京地裁		
1929.12.27	(関東⑦)東京控訴院		
	(関東⑥)東京控訴院		
1930.06.14	(関東⑥)大審院		
1930.11.26	北伊豆地震		
1931.05.26		(但馬①)東京地裁	
1931.06.05		(但馬②)大阪地裁	
1933.03.03	三陸沖地震		
1933.04.26		(但馬②)大阪控訴院	
1934.01.17		(但馬②)大審院	
1934.04.20		(但馬①)東京控訴院	
1936.10.21			(三陸沖)盛岡地裁
1937.12.28			(三陸沖)宮城控訴院

()内は主要地震名、丸数字は表3-1 および表4の丸数字に対応

出典：筆者作成